

議案第72号	三田市オンブズパーソン条例の制定について
総務課	三田市まちづくり基本条例第42条の規定に基づき、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営と市政に対する市民の信頼の確保に資するため、市政に関する意見等を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理するオンブズパーソンを設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

総則的事項

- (1)設置目的《第1条》 市民の権利利益の擁護、公正かつ透明な行政運営・市政に対する市民の信頼確保
- (2)所管事項《第2条》 判決、裁決等により確定した権利関係、議会に関する事項など6項目を除外
- (3)職務《第3条》 申し立てられた意見等の調査・簡易迅速な処理、自己の発意に基づく事案の調査、調査に基づく勧告又は意見表明など
- (4)責務《第4条—第6条》 オンブズパーソン、市の機関及び市民等の責務を規定

オンブズパーソンの組織等

- (1)定数《第7条》 2人
- (2)任期《第7条》 3年（1期に限り再任可）
- (3)兼職等の禁止《第8条》 公職者又は政党その他の政治団体の役員との兼職、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員との兼業の禁止
- (4)解雇《第9条》 心身の故障、職務上の義務違反等、兼職等の禁止に抵触の場合は、議会の同意を得て解雇

まちづくり基本条例

(オンブズパーソン)

- 第42条** 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。
- 2 市民は、市長等への意見等※をオンブズパーソンに申し立てることができます。
- 3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

※ 「意見等」とは、意見、要望、苦情等をいう（第41条）。

意見等の申立ての手続

- (1)申立てを行える者等《第10条》 市の業務等に利害関係を有する者、原則書面による申立て、代理人可
- (2)調査対象外事項《第11条》 所管外の事項、申立人が利害を有しない事項など5項目
- (3)調査の方法等《第13条》 市の機関に対し、説明の要求、記録の閲覧又は提出の要求、実地調査を行うことが可能
- (4)勧告・意見表明等《第15条—第18条》
- ①調査の結果、必要があると認めるときは、勧告又は意見表明を行うことが可能、市の機関はこれを尊重
 - ②市の機関は60日以内に是正等の措置又は制度の改善状況について報告、オンブズパーソンはその内容を公表
- (5)調査等の通知《第12条、第14条、第15条、第17条》 調査の実施、調査の中止、調査の結果、勧告・意見表明の内容等を市の機関又は申立人に通知

補足的事項

- (1)事務局の設置《第19条》 規則で定めるところにより事務局を設置
- (2)活動状況の報告《第20条》 毎年活動状況を市長に報告、公表
- (3)この条例の見直し《第21条》 施行状況を把握、5年ごとに検証
- (4)委任《第22条》 施行細目を規則委任

付則

- (1)施行期日《第1項》 平成26年4月1日から施行
- (2)経過措置《第2項》 施行日1年前の日前にあった事実に係る意見等には不適用
- (3)関係条例の一部改正《第3項》 オンブズパーソンの報酬として日額45,000円を規定する関係条例の一部改正